#### ○田原本町自転車駐車場条例施行規則

平成19年12月21日 規則第20号

改正 令和2年10月1日規則第9号

田原本町自転車駐車場条例施行規則(昭和58年田原本町規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、田原本町自転車駐車場条例(平成19年田原本町条例第 21号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるもの とする。

(定期利用)

- 第2条 田原本町自転車駐車場(以下「自転車駐車場」という。)を利用しようとする者は、自転車等定期利用申請書(様式第1号)により条例第14条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に申請しなければならない。
- 2 指定管理者は、定期利用の承認をしたときは、定期利用券(様式第2号) 及び定期利用ステッカー(様式第3号)を交付するものとし、これを交付す る際にその使用料を徴収する。
- 3 前項の承認を受けた者(以下「定期利用者」という。)が、当該定期利用 券の有効期間経過後に、引き続き定期利用の承認を受けようとするときは、 第1項の規定にかかわらず指定管理者に口頭で申請をするものとする。
- 4 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、定期利用券及び定期利用ステッカー交付するものとし、これを交付する際にその使用料を徴収する。
- 5 定期利用者は、定期利用ステッカーを駐車しようとする自転車等の見やすい い箇所に貼り付けなければならない。
- 6 定期利用者は、自転車駐車場の利用に際し、指定管理者に定期利用券の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(一時利用)

第3条 自転車駐車場を一時利用しようとする者は、自転車駐車場への入場時

に口頭により申請をしなければならない。

- 2 指定管理者は、一時利用の承認をしたときは、領収印(様式第4号)を押 印した一時利用券(様式第5号)を交付するものとし、これを交付する際に その使用料を徴収する。
- 3 前項の承認を受けた者(以下「一時利用者」という。)は、交付を受けた 一時利用券を自転車等の退場時に指定管理者に提示しなければならない。 (超過分の使用料)
- 第4条 定期利用者が定期利用券の有効期間を超えて駐車した場合又は一時利用者が開場時間を超えて駐車した場合は、超過した日数に応じ、条例別表 2 に規定する一時使用料を徴収するものとする。

(定期利用券等の再交付)

- 第5条 定期利用者は、定期利用券又は定期利用ステッカーを破損し、又は紛失したときは、定期利用券再交付申請書(様式第6号)により指定管理者に再交付を申請することができる。
- 2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、当該定期利用者に定期利用 券又は定期利用ステッカーを再交付するものとする。
- 3 定期利用者は、定期利用券の再交付を受けた後に、紛失した定期利用券又 は定期利用ステッカーを発見したときは、直ちにこれを指定管理者に返還し なければならない。

(使用料の減免)

- 第6条 条例第7条の規定の規則で定める理由は、次の各号に定めるとおりとし、使用料の全額を減免するものとする。
  - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定 により身体障害者手帳の交付を受けている者が自転車駐車場を定期利用す るとき。
  - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 者が自転車駐車場を定期利用するとき。
  - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に規定す

る保護を受けている者が定期利用するとき。

- (4) 厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳の交付を受けている者が自転車駐車場を定期利用するとき。
- (5) その他町長が特別な理由があると認めた場合
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、第2条の定期利用の申請をする際に、 自転車等定期使用料減免申請書(様式第7号)を町長に申請しなければなら ない。この場合において、町長が必要であると認めるときは、減免の理由を 証明する書類の提示を求めることができる。
- 3 町長は、前項の規定による申請をした者に対し、使用料を減免し、又は減免しないことを決定したときは、その旨を自転車等定期使用料減免承認・不承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(使用料の環付)

- 第7条 条例第8条ただし書の規則で定める理由は、次の各号に掲げる場合とし、還付する金額はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 環付の申出が定期利用券の有効期間開始前の場合 既納の使用料の全額
  - (2) 還付の申出が定期利用券の有効期間内の場合 有効期間の開始の日から 還付の申出のあった日までを利用済期間とし、既納の使用料から利用済期 間の日数に条例別表2に定める一時使用料を乗じて得た額を控除した額
  - (3) 条例第10条の規定により自転車駐車場の利用を休止した場合 既納の使用料を30で除した額に自転車駐車場の休止で利用できなかった日数を乗じて得た額(その額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、自転車等定期使用 料還付申請書(様式第9号)に定期利用券を添えて、町長に提出しなければ ならない。
- 3 町長は、前項の申請をした者に対し、使用料を還付し、又は還付しないことを決定したときは、その旨を自転車等定期使用料還付・不還付決定通知書 (様式第10号)により通知するものとする。

(定期利用券等の転貸禁止)

第8条 定期利用者は、定期利用券及び定期利用ステッカーを転貸してはならない。

(定期利用者及び一時利用者の遵守事項)

- 第9条 定期利用者及び一時利用者は、駐車場内において次に掲げる事項を守 らなければならない。
  - (1) 自転車等は指定された位置に自ら駐車し、施錠すること
  - (2) 積載物の盗難予防措置を確実に行うこと
  - (3) その他他人に対し迷惑となる行為をしないこと

(放置自転車等の処理)

第10条 指定管理者は、駐車場内に長期間放置されている自転車等があるときは、当該自転車等を遺失物法(平成18年法律第73号)その他の法令の規定により処理するものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項 は町長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の田原本町自転車駐車場 条例施行規則の規定によりなされた当該施設の指定管理者の利用の申請、承 認等の行為については、改正後の規則の相当規定に基づいてなされた行為と みなす。
- 3 この規則による改正前の田原本町自転車駐車場条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えたうえ、 なお当分の間、使用することができる。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定(「第3条」を「第14条」に改める部分に限る。)、第6条第1項

の改正規定(「第9条」を「第7条」に改める部分に限る。)、第7条第1項の改正規定(「第10条」を「第8条」に改める部分に限る。)及び同項第3号の改正規定(「第12条」を「第10条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

#### 様式第1号(第2条関係)

#### 自転車等定期利用申請書

年 月 日

指定管理者

殿

 申請者
 住所

 氏名
 印電話番号

田原本町自転車駐車場条例施行規則第2条の規定により、次のとおり自転車等定期利用の申請をします。

自転車駐車場名	田原本町	駅前自転車駐車場
自転車等の		色
種類・特徴等	防犯登録番号等	
利用期間	年 月 日かり	5 年 月 日

- 1 この申請により利用承認を受けた場合、有効期間経過後も当自転車駐車場を引き続き利用しようとする場合は、口頭で申請することができます。ただし、定期利用券の承認欄が12回を超えた場合は新たにこの申請書で申請してください。
- 2 自転車駐車場内での自転車等の盗難、破損その他利用者に損害が生じることがあっても、町及び指定管理者は、一切の補償の責任は負いません。
- 3 定期利用券等は、他人に譲渡したり転貸したりできません。

#### ※指定管理者使用欄

				NO.	
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

(表)

No.		回数	有 効 期 限	担当者印
	年 月 日 発行	1	~	
		2	~	
	定期利用券	3	~	
田原本町	駅前自転車駐車場	4	~	
駐車区画		5	~	
		6	~	
氏 名		7	~	
		8	~	
	指定管理者 印	9	~	
		10	~	
		11	~	
		12	~	

# (裏) 注意事項 1 本券は、入退場の際、係員の求めに応じ て提示してください。 2 本券を紛失、破損したときは、届け出て ください。 3 本券は、他人に譲渡したり転貸したりで きません。 4 定期利用ステッカーは、駐車される自転 車等の見やすい箇所に貼り付けてくださ 5 自転車駐車場内での自転車等の盗難、破 損その他利用者に損害が生じることがあ っても、町及び指定管理者は、一切の補償 の責任は負いません。 6 自転車等には、必ず施錠してください。

# 様式第3号(第2条関係)

田原本町駅前自転車駐車場
まで
駐車区画

# 様式第4号(第3条関係)



(表)

	(12)
No.	N.
年 月 日	No.
一時利用券(副)	一時利用券(正)
四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	円
	本券をもって領収書に代えます。
田原本町	
駅前自転車駐車場	
	田原本町駅前自転車駐車場
	(裏)
	注 意 事 項 1 本券は大切に保管してください。 2 本券に領収印のないものは、無効です。 3 退場時に、本券を係員に提示してください。 4 自転車駐車場内での自転車等の盗難、破損その他利用者に損害が生じることがあっても、町及び指定管理者は、一切の補償の責任は負いません。 5 自転車等には、必ず施錠してください。

## 様式第6号(第5条関係)

## 定期利用券再交付申請書

年 月 日

指定管理者

殿

 申請者
 住 所

 氏 名
 印

 電話番号

田原本町自転車駐車場条例施行規則第5条の規定により、次のとおり定期利用券・定期利用ステッカーの再交付を申請します。

自転車駐車場名	田原本町駅前自転車駐車場			
自転車等の種類				
定期利用券番号	NO.	承認年月日		
新定期利用券番号	NO.			
	1 定期利用券の破損			
再交付を受けようと	2 定期利用券の紛失			
する 理 由	3 定期利用ステッカーの破損			
	4 定期利用ステッカーの紛失			

※ただし、破損による場合は、破損した定期利用券又は定期利用ステッカーを添えて申請してください。

# 自転車等定期使用料減免申請書

年 月 日

田原本町長 殿

 申請者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

田原本町自転車駐車場条例施行規則第6条の規定により、次のとおり自転車等定期使用料の減免を申請します。

自転車駐車場名	田原本町	[本町 駅前自転車駐車場					
利用者(申請者と同じ場合は記入不要)	住所						
	氏名			申請者	との続柄		
自転車等の種類・特徴等					色		
	防犯	登録番号等					
利用期間	年	月 日か	ら年	月	日		
減免を受けようと す る 理 由	<ol> <li>精神區</li> <li>生活值</li> </ol>	章害者手帳の交付 章害者保健福祉= R護法に基づく信	手帳の交付を 呆護を受けて	を受けてい	-	矣)	
	4 旗 <sub>目</sub> 5 その他	手帳の交付を受り 也(	ノ(いる。				)
※確認の方法	2 精神區	章害者手帳の提売 章害者保健福祉= R護受給証明書の	手帳の提示	-	쿠	)	)
	4 療育 5 その他	手帳の提示(交付 也(	寸番号		)		)

※印欄は、記入しないでください。

## 様式第8号(第6条関係)

## 自転車等定期使用料減免承認 • 不承認通知書

年 月 日

殿

田原本町長 印

年 月 日付けで申請のあった自転車駐車場の使用料の減免については、 次のとおり決定しましたので通知します。

#### 1 承認

自車	云車駅	主車場	易名	田	田原本町駅前自転車駐車場							
定期利用券番号 NO.												
減 1	1 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 或免決定理由 3 生活保護法に基づく保護を受けている者 4 療育手帳の交付を受けている者 5 その他(						)					
減	免	È	額									円
減	免	期	間		年	月	日から	年	月	日まで		

※減免理由が消滅した場合は速やかに届け出てください。

# 2 不承認

(理由)

#### 様式第9号(第7条関係)

# 自転車等定期使用料還付申請書

年 月 日

田原本町長 殿

 申請者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

田原本町自転車駐車場条例施行規則第7条の規定により、次のとおり自転車等定期使用料の還付を申請します。

自転	車駐	車場	·名	田川	田原本町 駅前自転車駐車場									
自転	車等⊄	種類	等						防犯	登録番号	·等			
定期	利用	券 番	号	NO.	•				承認	8年月日		年	月	日
有	効	期	間				年	月	日か	is	年	月		日まで
還付	請求	の理	由	1 2			場の利用場の利用			ため				
既;	納使	用	料											円
	] 用期 目不能						年	月	日か	16	年	月		日まで
<b>※</b> 処	還付	金	額											円
理欄	備		考							処理者	·印			

申請の際、自転車等定期利用駐車券を添付し、本人であることを確認できる書類を提示してください。

※印欄は、記入しないでください。

## 様式第10号(第7条関係)

# 自転車等定期使用料還付・不還付決定通知書

年 月 日

殿

田原本町長印

年 月 日付けで申請のあった自転車駐車場の使用料の還付については、 次のとおり決定しましたので通知します。

## 1 還付

自転車駐車場名	田原本町	田原本町 駅前自転車駐車場							
自転車等の種類等		防犯登録番号等							
定期利用券番号	NO.	承認年月日	年	月	日				
既 納 使 用 料					円				
田原本町自転車駐車場条例施行規則第7条第1項 号の規定により 使用料 円 を還付します。									
還付金額算出の内訳									

2 不還付

(理由)